

# あ と が き

法曹親和会会務委員会政策綱領部会

部会長 太 田 治 夫

司法制度改革審議会の意見書取りまとめから10年が経過し、この間に様々な司法制度改革の取組が実現しました。被疑者国選制度の実現や裁判員制度の導入による刑事司法の変容、日本司法支援センター(法テラス)の業務開始と民事法律扶助制度の拡充、弁護士過疎・偏在問題の着実な解消の動きなど、市民のための司法改革は一定の成果を挙げてきたといえることができますが、他方で、ロースクールを中心とした新しい法曹養成制度が未だ想定された機能を十分に発揮できていないことや、法曹(弁護士)人口の急激な増加に伴う様々な「歪み」の存在が、私たち弁護士・弁護士会の先行きを不確かなものにしていきます。直近では、新64期司法修習生の約2割が修習終了時に進路を決めることができないという重い現実も突きつけられました。

2011年度の弁護士会は、東日本大震災と福島第一原発事故被害の救済と復興支援を最重要課題として、その対応に追われることになりましたが、法曹親和会内では、これに加えて、これまでの司法制度改革を振り返り、今後取り組むべき会務の重要課題について、会員が真摯に議論し、検討する機会も増えました。この政策綱領は、あくまでも例年に倣った形での発刊となり、そうした議論が必ずしも十分には反映されていない憾みがあり、率直に反省しなければなりません。形式内容ともにそろそろ大胆な変更を検討すべき時期に来ているように思います。企画段階では、要約版ないし重要課題限定版を作成しては、とか、配布の範囲を限定しては、といった議論もなされましたが、次年度以降の課題として持ち越させて頂きました。

いずれにせよ、この政策綱領は、司法と弁護士を巡る諸問題について、各方面の先端で活躍する法曹親和会会員の皆様に、タイトなスケジュールながら快く執筆をお引き受け頂き、最新の議論状況を踏まえた貴重な原稿を頂いて、ようやく完成を見ることができたものです。執筆者の先生方にはまずもって感謝申し上げます。

そして、五十嵐啓二幹事長、森徹事務総長、石渡續嘉、高橋健一各常任幹事をはじめとする執行部の先生方、山下善久会務委員長、政策綱領部会の小杉公一、花岡光生、中尾隆宏各副部会長はじめ部会委員の先生方には、企画・原稿の取りまとめ・検討をはじめ様々にご尽力を頂きました。改めて衷心より御礼申し上げます。有り難うございました。

2012(平成24)年1月